○厚生労働省告示第二百九十六号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項及び第十五条の三第一項の規定に基づき、次の者を指定登録機関及び指定試験機関として指定したので、同法第九条の十七第一号（第十五条の七において準用する場合も含む。）の規定により公示する。

平成二十七年六月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　指定登録機関及び指定試験機関の名称　一般財団法人歯科医療振興財団

二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区九段北四丁目一番二十号歯科医師会館内

三　指定をした年月日　平成二十七年六月一日

○農林水産省告示第千五百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年六月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

表滋賀県の項中「神愛酪農農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第千五百七十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　ＳＣ165	214034	井関農機株式会社
〃	キセキ　ＳＣ166	214035	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第百三十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十七年六月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

○農林水産省告示第千五百七十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の三第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年六月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月三十日　第四十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人全国漬物検査協会　東京都江東区三好一丁目一番二号渡辺ビル

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

農産物漬物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都江東区三好一丁目一番二号渡辺ビル

○国土交通省告示第七百四十九号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

表一　石狩川水系

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5229	丸平建設株式会社	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富二千五百三十八番地の八	平成二十七年二月二十七日から平成二十八年二月二十六日まで
5230	マルホン工業株式会社	愛知県春日井市桃山町一丁目百二十七番地	平成二十七年三月十二日から平成二十八年三月十一日まで
5231	株式会社朝日ダイヤゴルフ	和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ケ池七百六十八	平成二十七年三月三十日から平成二十八年三月二十九日まで
5232	ヤマキ株式会社	大分県大分市中島中央三丁目四番十八号	平成二十七年四月八日から平成二十八年四月七日まで
5233	株式会社温	大分県大分市大分流通団地一丁目三番地の九	平成二十七年四月三十日から平成二十八年四月二十九日まで

表二　淀川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更前	南九号川	左岸　北海道夕張郡長沼町南十二号東十線四千四百四十番地先 右岸　同町南十二号東十線四千四百四十二番地先	千歳川への合流点
変更後	南九号川	左岸　北海道夕張郡長沼町字馬追原野四千九百九十一番三地先 右岸　同町同字四千九百九十三番一地先	千歳川への合流点

表三　斐伊川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
廃止	大戸川	左岸　上野市小田町字西川原二千二百番の一地先 右岸　上野市小田町字下温井二千三百六十三番の一地先	木津川への合流点

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	向島川	京橋川からの分派点	斐伊川への合流点